

2022年度

School life

丸岡中学校



____年 ____組 氏名_____

本校の校訓

〔礼儀〕

すべての人を尊敬し、礼儀正しくする

〔責任〕

正義と勤労を尊び、責任と協同を重んじる

〔自主〕

自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、行動する

〔練磨〕

心身を鍛え、どんな困難にも負けない強い心と体をつくる

丸岡中学校生徒心得

1. 生活時間について

校時表		(分間)
生徒登校	7:40～	<u>7:55</u>
朝学習	8:00～	8:15 (15)
朝の会	8:15～	8:25 (10)
1 限	8:35～	9:25 (50)
2 限	9:35～	10:25 (50)
3 限	10:35～	11:25 (50)
4 限	11:35～	12:25 (50)
給食	12:25～	13:05 (40)
	(合掌)	12:40)
昼休み	13:05～	13:25 (20)
5 限	13:30～	14:20 (50)
6 限	14:30～	15:20 (50)
(月曜)	完全下校	17:00
(火～金曜)	完全下校	18:00

月曜 (5限で終了)
清掃 14:25～14:45 (20)
帰りの会 14:50～15:00
(部活動 15:15～16:45)
完全下校 17:00

火・木曜 (清掃なし)
帰りの会 15:30～15:40 (10)
(部活動 15:55～17:45)
完全下校 18:00

水・金曜 (清掃日)
清掃 15:25～15:45 (20)
帰りの会 15:50～16:00 (10)
(部活動 16:15～17:45)
完全下校 18:00

○時間に余裕もって、安全に登校する。欠席や遅刻をする場合は、7:30～8:00に保護者が連絡する。

○授業の間の時間は、次の準備・移動の時間に使う。遊びの時間にしない。

○昼休みは、利用場所のルールに従って活動する。

2. 服装・身なりについて

私たちの住む社会では、T. P. O (時間、場所、場合) に応じた服装や身なりをし、機能的に、また、互いに気持ちのよい生活ができるように心がけています。とくに学校はよりよい人間関係を築きながら、誰もが学習に集中でき、のびのびと生活ができるような環境でなくてはなりません。したがって、服装にとらわれすぎず、また、無関心にならず、学校生活に調和した、端正で清潔な服装や身なりをするように心がけましょう。

(1) 更衣期間

冬服 10月1日～5月31日

夏服 6月1日～9月30日

ただし、移行期間を設ける。

(2) 男子冬服

- 上 着 『標準型学生服』マーク入りを着用する。
(レギュラーカラー(プラスチック)、トリムカラー襟 両方可)
ボタンは学校指定のものを使用する。
- ズボン 『標準型学生服』マーク入りを着用する。
すそ幅とひざ幅が同じストレート型を標準とする。
詳しくはp 1 1 の図を参照のこと。
- ベルト ズボンには黒のベルトをする。幅や材質、装飾など華美にならず学生服にふさわしいものとする。

男子夏服

- 上 着 白のカッターシャツ(長袖^{そで}及び半袖^{そで})または白色開襟^{かいきん}シャツとする。
ポロシャツは禁止とする。
- ズボン 冬服の規定と同じ。

(3) 女子冬服

- 上 着 紺のセーラー服、襟^{えり}口および袖^{そで}口に白線3本を付ける。
ネクタイは、銀ネズミ色とする。
- スカート、スラックス
紺のスカートまたはスラックスとする。詳しくはp 1 2 の図を参照のこと。
スカートの長さは膝丈(膝の皿がかくれる程度)とする。スラックスは標準的なものとする。

女子夏服

- 上 着 白のセーラー服、胸当てつき、襟^{えり}口および袖^{そで}口にネズミ色線3本を付ける。
- スカート 冬服の規定と同じ。

(4) 制服の下に身に着けるもの

冬 服

- (男)白カッターシャツ
(女)白ブラウス、白Tシャツ(身分証明書大までのワンポイント可)、
白タンクトップのいずれかを着用する。
- 寒い場合は上記の服の上に以下のものを着用してよい。
セーター・ベスト・トレーナーは無地で、色は黒・白・グレー・紺・茶系統の単色の^{えり}もので、華美なものは避ける。(身分証明書大までのワンポイント可)
襟はU字、V字どちらでもよい。ただし、首全体がかくれるようなタートルネックやハイネック、フード付は使用しない。カーディガンは禁止する。

夏 服

- 肌着を必ず着用する。肌着の代わりに、白Tシャツ(身分証明書大までのワンポイント可)、白タンクトップ等を肌着としてもよい。

(5) 靴下

- 白のソックス（身分証明書大までのワンポイント可、ライン入りは不可）とする。ローソックス（くるぶしが見えるもの）やハイソックス、ルーズソックスは禁止とする。
- 冬のストッキング、タイツは、ベージュ色か黒色とする。ストッキングなどは体育時には脱ぎ、ソックスをはく。

(6) 履き物

- 登下校の履き物は通学に適したもので、厚底のものや、華美なもの、高価なものは履かない。短靴(黒色)、長靴、またはスニーカー（ハイカットのスニーカーは禁止）とする。色は、白、黒、紺、濃緑、茶、グレーとし、チェック柄や蛍光色は不可。ひもの色は白や黒、または靴の色と同色とする。冬季は、スノートレーニングシューズ、ブーツ(ロングブーツは禁止)でもよい。ただし、防水性と滑り止め機能に優れたものとする。
- ズックは本校指定のものを購入し、水に濡れても消えないもので、下の図のようにはっきりと、学年、クラス、名前を書く。
(内ズックのラインの色は、1年生黄色、2年生赤色、3年生緑色です。)



(7) 名札

- 名札は、学校指定のものを左胸ポケットの位置に黒または白糸で縫い付ける。

(8) コートなどその他

- 防寒着は無地で、色は黒・白・グレー・紺・茶系統のものとし、華美なものや高価なものは使用しない。また、極端に丈の長いものや短いもの、パーカー、カーディガン、スタジアムジャンパーは禁止とする。
- 部活動で指定されているウインドブレーカー類を着用してもよい。
(兄・姉のものを着用してよい)
- 自転車通学用のレインコート、雨カッパの色はベージュ、水色等の明るい色とする。
- マフラー、手袋、ネックウォーマーは使用してもよい。ただし、マフラーは長すぎて危険のないように着用する。耳あては禁止とする。
- 冬季は、登下校時に防寒目的で帽子をかぶってよい。ただし、無地で、色は黒・白・グレー・紺・茶系統の単色のもので華美なものは避ける。(身分証明書大までのワンポイント可) 毛糸の帽子のぼんぼんは不可。

(9) 頭髪など

- 極端な髪型や流行を追った髪型はしない。
- パーマ(ストレートパーマを含む)、染め、脱色などはしない。
- 整髪料は使用しない。
- 前髪は、目にかからない。
- 男子は、耳にかかったり、後ろ髪が大きく襟^{えり}にかかるような髪型にしない。
- 女子は、後ろ髪が肩につく場合は結ぶ。横髪は前方に出さない。
- リボン、髪飾りは付けない。カラーゴムの色は、黒・紺・茶の単色とする。
- 眉^{まゆ}を細くする、短くする、薄く刈るなどしない。

3. 持ち物について

学校では授業や特別活動、部活動などさまざまな学習をします。毎日の活動に支障のないよう、必要な物を準備しよう。自分の持ち物には「学年、組、名前」を明記し大切に扱おう。また、学校生活に不要な物は持ってこないでよう。

(1) カバン

カバンは両肩にかつぐことができるものとし、次の要件を満たすものとする。

- 大きさは、授業の準備物、体操服等を入れることができるものとする。
- 色は、黒、紺、茶、グレーとする。
- 安全性、自分の体格、価格、耐久性を考慮して選択する。(教科書が入らない小さいカバンや、雨にあたるとすぐに教科書などがぬれる布製のカバンは不可)



スリーウェイバック



リュックサック

- 部活動の練習着などがカバンに入りきらない場合は、サブバックに入れる。ただし、紙袋やビニール袋などは使用しない。
- カバンやサブバッグにはキーホルダーなどの小物は付けない。

(2) 身分証

- 身分証は校内、校外を問わず、必要に応じていつでも提示できるように携帯する。

(3) 水分持参

- 水分を持参する場合は、お茶（紅茶は除く）またはスポーツ飲料を、水筒かペットボトルに入れてくる。ペットボトルはケースに入れたりタオルでくるんだりしてカバンの中で保管する。
- 持参した水筒やペットボトルは、しっかり自己管理し、必ずその日に持ち帰る。
- 水分の補給は休み時間と部活動時のみとし、廊下等での飲み歩きはしない。
- 登下校中や学校生活中にはペットボトル等を購入しない。

(4) 携帯電話

- 学校内への持ち込みは禁止とする。（携帯電話はできる限り持たない）
- 家庭で利用するときは、保護者管理の下で使用する。

「to22宣言」 ～PTAからの提言～

この宣言の意味は、「遅くとも夜10時以降は、通信機器を使用させません・しません」ということです。

丸岡中学校では、SNSの問題はPTAぐるみ・学校ぐるみでの取組が必要と考えています。丸中生徒全員が守ることにより、利用時間の長時間化、家族や対人関係のコミュニケーション不足、いじめなどの諸問題の解決につながるのです。

「to22宣言」を守って、LINEやSNSの悪循環に陥らないようにしましょう。そして、みんなで一緒によりよい家庭生活・学校生活を送りましょう。

丸中SNSルール

SNS によるいじめや犯罪から丸中生を守るために、生徒会を中心に丸中のルールを作りました。

●時間と健康を守ろう

- ① 「to22宣言」を守ろう。（22時過ぎたら通知OFF、近くに置かない）
- ② 寝る前は、さわらない。（液晶パネルのブルーライトによる睡眠障害）

●友情を守ろう

- ③ 相手のことを考え、送信前に読み返そう。（傷つけていないか、誤解がないか）
- ④ 直接会話を大切にしよう。（文字で伝わるのはわずか7%、表情や態度が大切）

●プライバシーを守ろう

- ⑤ 個人情報を書けない。（氏名や住所、写真や動画など）
- ⑥ 知らない人に返信しない。（事件に巻き込まれない予防対策）

4. 生活について

学校では、たくさんの人々が一緒に生活します。みんなが安心して気持ちよく過ごすことができるように、互いに思いやりの気持ちを持ち、安全に気を付けながら、よりよい生活になるよう心がけましょう。

(1) 欠席・遅刻・早退の場合

- 欠席、遅刻、早退をする場合は、保護者が7:30～8:00までに学校に連絡する。

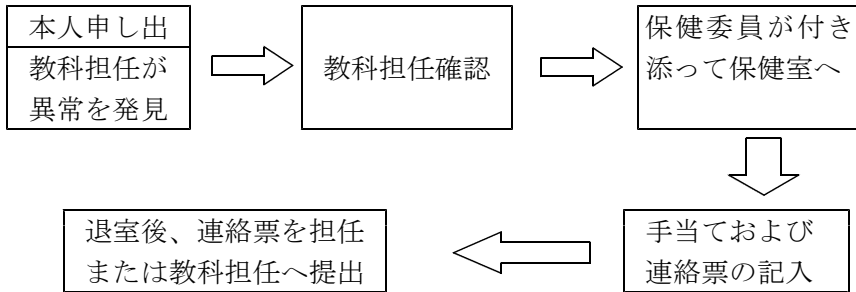
(2) 忘れ物をしたとき

- 提出物や学習に必要な物を忘れたときは、あらかじめ担当の先生に申し出る。

(3) 保健室の利用について

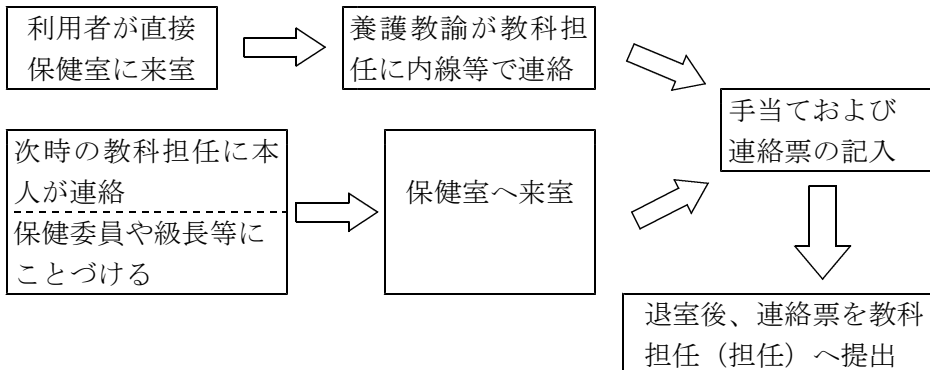
- 体調が悪くなったり、ケガをしたりした場合には保健室を利用する。

①授業中に、体調が悪くなり来室する場合



- ※ 休息や手当てが必要な場合は、保健委員が戻り教科担任に報告する。
- ※ 保健委員が病人または欠席の場合は、級長が付き添う。

②休み時間に、体調が悪くなり来室する場合



- ※ 体調が悪化したり突発的な傷病の場合は、健康を第一に優先し、すぐに保健室に向き、養護教諭から教科担任に連絡してもらう。
- ※ 本人に余裕がある場合は、理由があって授業を受けられないことを、あらかじめ教科担任に申し出ることが望ましい。
- ※ 保健室での休養は原則1時間までとし、具合が良くならない場合には保護者に連絡して帰宅させる。

(4) 相談室の利用について

- 学校生活を送る上で、気がかりなことがあったり、悩んだりしたときは、相談室を利用できます。不安や悩みを早く解決し、中学校生活を充実させよう。

- 相談室は4つ
 - 第1相談室、第2相談室・・・南校舎2階
 - 第3相談室・・・東校舎3階
 - 第4相談室・・・東校舎1階

- 相談相手は
 - ①スクールカウンセラー
相談の専門家で、学校の先生ではない。毎週決まった時間に相談室に来られる。
 - ②相談系の先生
各学年ごとに相談系の先生がいて、いつでも相談に応じてもらえる。
 - ③担任の先生、教科の先生、部活顧問の先生、話したい先生など

- 利用の仕方
 - ・相談があるときには遠慮なく、相談したい先生に申し出る。
 - ・スクールカウンセラーに相談したいときは、担任の先生か相談系の先生に申し出てスケジュールの調整をしてもらう。

(5) 通学について

- 登下校時は交通ルールを守り、定められた通学路を通る。
- 見えにくいところ、人通りが少ない道をさけ、できるだけ複数で安全に気を付けて登下校する。
- 自転車通学は届け出制とし、下記のきまりを守ること。ただし、竹田地区の生徒はスクールバスを利用し、自転車通学は禁止する。

①自転車通学届を提出する。

②自転車通学のきまり

- ア 防犯登録を受けた車体の規定に合格した安全な自転車であること。
- イ 学校指定の「ヘルメット」を正しく着用すること。ヘルメットは、各自がロッカーで保管する。
- ウ 丸岡中学校指定のステッカーを貼る。
- エ 登校した際は割り当てられた自転車置き場に整頓して置き、施錠する。
- オ 道路に積雪があるとき、凍結しているときは、自転車に乗らない。
- カ 12月～2月は基本的に自転車通学を禁止する。ただし、降雪のおそれがない場合、道路に積雪がない場合、凍結していない場合は、保護者の許可を得た上で自転車通学を認める。
- キ 自転車を変更した場合は、ステッカーを再購入し、通学届を再提出する。

「丸中自転車4原則」・・・「ヘルメットをきちんとかぶり」「道路の左側を」
「1列で通行し」「一旦停止を必ず行う」

③車体（自転車）の規定

- ア. サドル またいだ時に片足が地面につく高さとする。
 - イ. ハンドル ハンドルグリップの高さがサドルの高さ以上とする。（高くしすぎるのは危険なので禁止）
 - ウ. ブレーキ、ベル 常に確実に作動すること。
 - エ. 反射板 ペダルや後ろの泥よけ等、後方からわかりやすいところに反射板が付いていること。
 - オ. ライト LED ライトを取り付ける（後ろにも自動点滅のライトを取り付けることが望ましい）。
 - カ. その他 マウンテンバイク、電動自転車は禁止。
- ④上記のきまりを守れないときは、保護者と協議の上、自転車通学を停止することがある。

○以下の地区は坂井市のスクールバスを利用して通学することができる。

(通年) 里竹田、玄女、宇田、堀水、乗兼、坪江、川上、山久保、女形谷、曾谷、岡、山口、山竹田

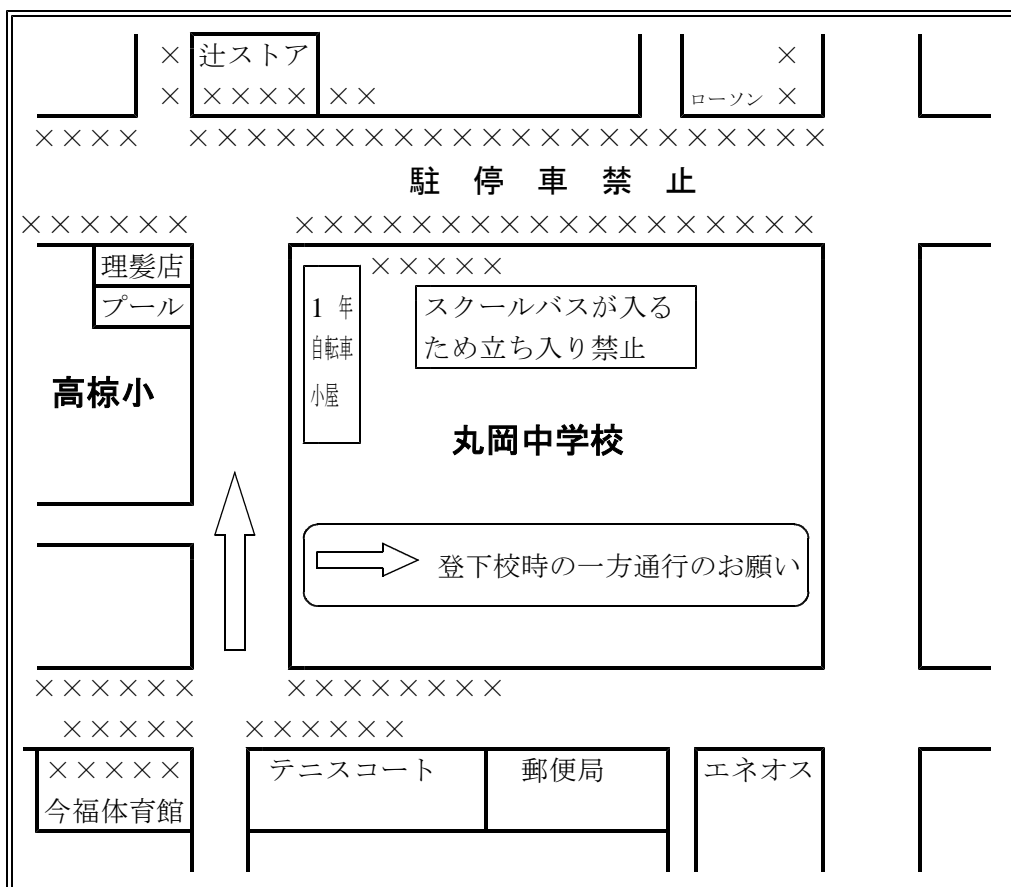
※波線部の地区は、利用希望が少ない場合は運行しない場合がある

(冬期間 12月～2月のみ)

通年の地区、千田、赤坂、田屋、畑中、上長畝、下長畝、舟寄5区、長崎新

○自家用車による送迎

自家用車による送迎をしてもらう場合、下の図の×のついている所では、駐停車しないように保護者にお願いする。



(6) 校外生活について

- ① 外出時は、行き先・友人名・帰宅時間を家族に伝えること。(日没までには帰宅する)
また、交通ルールやマナーを守ること。
- ② 県内各地や量販店等へ出かけるときは、犯罪に巻き込まれないためにも、必要以上の金銭を持ち歩かず、服装にも気を配ること。
- ③ 見知らぬ人の誘い(車に乗ったり、ネット上で知り合った人に会ったりする)には絶対にのらない。また、危険を感じたら大声を出したり、助けを求めたりすること。
- ④ 夜間に外出したり、友人宅に泊まったりしないこと。
- ⑤ ボウリング場・カラオケボックスは保護者同伴での出入りとする。
- ⑥ パチンコ店、ゲームセンター・ゲームコーナー、インターネットカフェ、マンガ喫茶は保護者同伴であっても出入り禁止。
- ⑦ インターネットやメール、ブログやプロフ、LINE等は「丸中SNSルール」やマナーを守って利用すること。他人の悪口や個人情報、画像等は送信しない。出会い系サイトの利用はしないこと。
- ⑧ モデルガン、エアガン、ナイフ等の危険な玩具等の所持・遊びをしないこと。
- ⑨ 友人間の金銭の貸し借り、物品の売買はしないこと。

部活動について

1 加入

部活動は、心身を鍛え、様々なことを身に付ける機会として、全員が参加することを推奨する。但し、社会体育等(水泳、男女サッカー、硬式野球など)に在籍しているものは除く。

2 活動時間

帰り学活(SH)終了15分後から活動を開始する。

平日の活動は2時間以内とする。

月曜(清掃日) 15:15~16:45 (17:00完全下校)

火・木曜(清掃なし) 15:55~17:45 (18:00完全下校)

水・金曜(清掃日) 16:15~17:45 (18:00完全下校)

休日、長期休業中については指導者の監督のもとに活動すること。

3 服装

○ 体操服または、部活動毎に決められたトレーニング服で活動すること。

○ 休日や長期休業中に部活動で登校するときは制服、体操服、部活動で決められたトレーニング服とする。

4 新入生の入部

1年生の入部については、4月にオリエンテーションを行い、見学期間を経て希望調査を実施した上で決定する。

5 転部、退部について

身体的理由あるいはその他の理由で、転部、退部したい場合は、保護者、部顧問、担任とよく相談した上で決定し、「転部・退部届」を提出すること。

6 練習試合、大会参加

○ 弁当、水筒が必要な場合は家から持参すること。

○ 現金、菓子類、ジュース類、その他不要なものは持ってこないこと。

○ マナーや礼儀をわきまえて行動すること。

7 その他

○ 休日、長期休業中の部活動の登下校については、平日のきまりと同様とする。

○ 欠席する場合は、必ず顧問の先生に連絡し、無断で休まないこと。

○ 活動に使用する用具及び貴重品は部活動毎に管理すること。

○ 部室の整理整頓に心がけること。

○ 昼食が必要な場合は弁当を準備すること。家庭の都合で作れない場合は、前日または登校するまでに購入し、途中で校舎外に買いに出ないこと。

○ 部活動の用具、くつ、カバン、服等の生徒同士の売買は絶対にしないこと。

丸岡中学校生徒会規約

第1章 総 則

第1条 本会は丸岡中学校生徒会と称する。

第2条 本会は丸岡中学校生徒全員をもって会員とする。

第3条 本会は丸岡中学校の教育目標を民主的自主的に達成し、校風の樹立に努力することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために、第6条に規定する機関を置き活動を行なう。

第5条 本会の権利の範囲および義務は下記の通りである。

1. 本会の規約変更と役員就任は、学校長の認証を得なければならない。
2. 本会は学校から提出された問題は必ず討議しなければならない。
3. 本会は学校長が命じた生徒会指導主任、委員会顧問教師の指導を受ける。
4. 本会の決議事項は、生徒会指導主任、各委員会顧問教師を通じて学校長の承認があった場合効力を発し、活動を行なったならば同じ手続きで学校長に報告しなければならない。

第2章 組 織

第1節 機 関

第6条 本会には次の機関を置く。

- (1)学級会 (2)各委員会 (3)生徒総会 (4)代議員会 (5)執行部会
(6)執行委員会 (7)生徒集会 (8)その他

第2節 学 級 会

第7条 学級はそれぞれ何年何組と呼ぶ。

第8条 学級会は生徒会の基礎であって学級の生徒全員で構成する。

第9条 各学級には次の役員と委員を置く。

1. 学級役員

級長 2 名（男女各 1 名）、書記

2. 委員（各委員、男女各 1 名）

風紀 2 名、図書 2 名、美化 2 名、保健 2 名、体育 2 名、給食 2 名

文化・福祉 2 名

3. 代議員

各学級の級長が兼ねることを原則とする。

第 10 条 学級の級長は、学級会の中心となり、学級活動については全部の責任を持つ。

第 11 条 書記は学級活動の推進にあたり、記録その他事務的仕事の一切を行う。

第 12 条 学級から選出された各委員は、生徒会委員会の中心となる。

第 13 条 学級の役員、委員の任期は、前期（4 月から 10 月まで）と後期（10 月から 3 月まで）に分ける。

第 14 条 学級会は次のことがらを行い、生徒会発展のもととする。

1. 学級のいろいろな活動と計画の協議と実践。
2. 代議員会に出す議題を決める。
3. 生徒会で決まったことがらを実行し反省する。

第 15 条 学級会は必要に応じ開くことができる。ただし学級担任の出席を求めなければならない。

第 3 節 委 員 会

第 16 条 本会には次の 7 委員会を置く。それぞれの委員会は常に生徒会活動の中心となり、本会の発展に努力しなければならない。

1. 風紀
2. 図書
3. 美化
4. 保健
5. 体育
6. 給食
7. 文化・福祉

第 17 条 各委員会は各学級男女各 1 名の委員をもって構成し、委員長 1 名、副委員長 1 名を選び、主に次にあげる事項を自主的に行う。

1. 風紀 校内風紀改善・交通安全に関することがら。校内巡視、秩序の維持。

2. 図書 図書館の管理運営に関することがら。
3. 美化 清掃美化に関することがら。
4. 保健 毎日の健康観察、窓の開閉、その他、保健に関することがら。
5. 体育 体育館使用の管理、ボール貸し出し管理、その他、体育行事に関することがら。
6. 給食 給食活動に関することがら。食生活に関する啓発。
7. 文化・福祉 文化活動・福祉・ボランティア活動に関することがら。
校内掲示板、教室掲示に関する企画、会誌の発行、各種募金など支援活動。

第 18 条 原則として、月 1 回の放課後、一斉専門委員会を開き、学校生活向上のために任務を遂行する。

また、必要に応じて委員会を開催することができる。

第 4 節 生徒総会

第 19 条 生徒総会は全会員で構成する最高の決議機関であり、次のことを行う。

1. 規約改正
2. 役員選挙
3. 経過報告
4. 予算案審議、決算の承認
5. その他重要な事項の決議

第 20 条 生徒総会は、4 月、10 月、3 月の年 3 回開く。ただし、会員の 3 分の 1 以上の要求があり執行委員会が必要と認めたとき、および学校側から要求があったときは臨時総会を開かねばならない。生徒総会のときは 2 名の議長団を選出する。

第 5 節 代議員会

第 21 条 代議員会は、各学級から選出された代議員で構成する生徒総会の代行機関で、規約改正、役員改選、学校生活改善のための協議、活動、執行委員会への提案、週目標の設定などを行う。

また、各学年の中核機関として、学校生活向上のための諸活動を行う。

第 22 条 定例代議員会は原則月 1 回開く。ただし、必要ある場合は生徒会主任の許可を受けて開くことができる。代議員会は互選で 2 名の議長団をつくり、その任期は半年とする。

第 6 節 執行部会

第 23 条 執行部会は、全会員から選出された会長、副会長、総務の役員をもって構成する。ただし、特に必要と認めるときは、それぞれの役職の補佐役を会長が任命する。

第 24 条 執行部会は、次の任務を行う。

1. 執行委員会の召集。
2. 執行委員会に提出する議題の設定。
3. 執行委員会から委託された仕事の執行。
4. その他、生徒会全般の運営指導。

第 25 条 執行部は、任務遂行のため必要なときに開く。

第 7 節 執行委員会

第 26 条 執行委員会は生徒会役員で構成する。

第 27 条 執行委員会は次の任務を行う。

1. 生徒総会、代議員会、生徒集会の召集。
2. 生徒総会、代議員会で決議されたことがらの執行。
3. 代議員会に提出する議題の決議。
4. 各学級、各委員会への活動要請。
5. その他生徒会関係の仕事の執行。

第 8 節 生徒集会

第 28 条 生徒集会は、会員相互の親しさを増すために次のことを行なう。

1. 講話 講演会
2. 卒業生を送る会
3. その他いろいろな生徒会活動

第 29 条 各生徒集会は、それぞれの関係機関から提出された計画を執行委員会で協議し、関係ある部門の長が行なう。

第3章 会 議

第30条 本会の会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。議事は出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第31条 本会の会議の進行については、別にこれを定める。

第32条 各会議はあらかじめ学校側に連絡し、場所、議題等の必要事項を明示し、授業、および学校行事にさしつかえない場合に行うことを原則とする。

第33条 本会の会議には、本校の教師は誰でも出席して意見を述べることができる。

第34条 本会の会議は公開とする。ただし、必要なときは顧問教師の許可を受けて非公開にすることができる。会議の進行を妨げる言葉や動作があったときは、議長が退場させることができる。

第35条 本会の帳簿は常に生徒会室の決められた場所に置き、いつでも会員は見ることができる。

第4章 役員と選挙

第1節 役 員

第36条 本会には次の役員を置く。

1. 生徒会長1名
2. 副会長2名
3. 総務5名
4. 代議員長、代議副員長
5. 各委員会委員長、副委員長

第37条 役員の仕事は次の通りである。

1. 会 長 本会を代表し、決議事項実施の責任を持ち、全生徒会活動の指導監督、その他の会務を統轄する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長不在のときは代理する。
3. 総 務 生徒会活動の推進にあたり、記録、帳簿の保管、その他事務的仕事の一切を行う。

4. 代議員長 代議員会で協議された議案の提出。執行委員会で決議されたことからの執行。

5. 各委員会の委員長はそれぞれの任務を遂行する最高責任者である。

副委員長は委員長を助け記録をする。

第 38 条 役員中の会長、副会長、総務は、立候補制により全校生徒によって選ぶ。ただし、総務 2 名は必ず下級学年より選ぶものとする。各委員会の委員長および副委員長は、生徒会長が任命し、学校長が認証する。

第 39 条 役員任期は半年とし、3 月、10 月に改選する。再選を妨げない。

第 40 条 役員に欠員ができたときは、第 38 条を用いて補う。補われた役員任期は残りの期間とする。

第 41 条 生徒会役員選挙管理は、選挙管理委員会が行う。細則は別に定める。

第 42 条 本会の役員は、会員の 3 分の 1 以上が適当でないと認めて、選挙管理委員会に署名した名簿を提出し、当委員会が真相を調査し、生徒総会で 3 分の 2 以上の賛成があれば解職される。ただし、学校長の許可を必要とする。なお、この請求は任務について 2 ヶ月を経過した後でなければならない。

第 43 条 本会の役員で第 3 条の目的に反した行いがある、学校長が適当でないと認めたときはその任務を解かれる。

第 5 章 会 計

第 44 条 本会の経費は、月額 50 円の会費、およびその他の収入をもって当てる。

第 45 条 本会の予算は、それぞれの機関が年度初めに計画を立てて執行委員会に提出する。当委員会はこれを査定し予算案を決め、生徒総会に提出してその審議を受け、議決を経なければならない。

第 46 条 本会の会計監査は、生徒会会長委嘱の代表議員 2 名で行う。

第 47 条 本会の会計についての帳簿は、会員や学校側の求めがあったときはいつでも見せなければならない。

第6章 改正、その他

第48条 本規約の改正は、生徒総会の総員の3分の2以上の賛成で決議しなければならない。

第49条 学校側から規約改正の求めがあったときは、執行委員会でその説明を受け、次期生徒総会に報告し、決議する。

第50条 本会の会員、および先生方への慶弔規定を別に定める。

第51条 本会の年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

第52条 本規約は平成22年4月1日から実施する。

昭和36年4月1日	制 定
昭和44年10月6日	第1回改正
昭和48年4月26日	第2回改正
昭和51年3月15日	第3回改正
昭和54年5月11日	第4回改正
平成元年4月1日	第5回改正
平成4年4月1日	第6回改正
平成12年4月1日	第7回改正
平成14年4月1日	第8回改正
平成15年4月1日	第9回改正
平成19年4月1日	第10回改正
平成21年4月1日	第11回改正
平成22年4月1日	第12回改正

附 則

附則 1 生徒会役員選挙細則

第1条 この細則は生徒会規約第41条により、この会の選挙について定める。

第2条 生徒会役員の選挙に關しては、選挙管理委員会を設け選挙事務管理にあたる。

第3条 選挙管理委員会は、代議員会において選出し、委員の互選により委員長、副委員長を決定する。

第4条 生徒会役員は、この会員の総選挙により決定する。

第5条 立候補は、この会員である限りどんな制限も受けない。

第6条 立候補は、他選自選のいずれでもよい。ただし、他選の場合は本人の承諾を必要とする。

第7条 役員選挙は、選挙10日前に告示し、立候補者は、選挙3日前までに、氏名、学級名、立候補の役職、選挙責任者名を選挙管理委員長に提出する。

第8条 投票は、立候補者が定数と同数の場合は無投票当選とする。

第9条 選挙管理委員会の仕事は次の通りである。

1. 立候補の受付。
2. 選挙公報作成、および掲示、配布。
3. 違反行為の監視。
4. 選挙に關する事務的処理の一切。
5. その他必要な事項。

第10条 選挙管理委員会は、開票の結果を全員に公告しなければならない。

第11条 役員の補欠選挙は、役員の任期満了2ヶ月以内においては行わない。

第12条 その他必要な事項は、選挙管理委員会において協議し決める。

第13条 この細則は平成19年4月1日から実施する。

附則2 慶弔規定

第1条 この会の会員や、本校職員に慶弔があったときには、この規定によって、それぞれ祝いや悔やみの気持ちを表わす。

第2条 会員が死亡した場合には、香料をおくって生徒会代表とその学級全員が葬儀に参列する。

第3条 会員の父母が死亡した場合は、香料をおくって悔やみの気持ちを表わす。

第4条 会員が病気のため入院を含め1ヶ月以上病床にあるときは、学級代表が訪問して見舞う。

第5条 本校職員が退職、または転任された場合は、感謝の品を贈り、会長が代表して別れのことばを述べる。

第6条 本校職員が死亡した場合は、生徒会の全役員と、学級の全生徒が葬儀に参列し香料をおくる。ただし担任以外の職員の場合はそのつど決める。

第7条 本校職員が入院を含め1ヶ月以上病床にあるときは、会長あるいは学級代表が訪問して見舞う。

第8条 会員の住宅が火災等の災害にあったときは、会員から見舞金を徴収し、生徒会役員と学級代表が見舞う。

第9条 香料、見舞金等は原則として下記の通りとする。

1. 会員死亡の場合 10,000円・花輪一輪・弔辞
2. 会員病気の場合 3,000円
3. 会員の父母が死亡した場合 5,000円
4. 本校職員が殉職又は死亡された場合 10,000円・花輪一輪・弔辞
5. 本校職員が病気の場合 3,000円
6. 本校職員転退職の場合 3,000円相当の品

第10条 この規定は平成15年4月1日から実施する。

附則3 生徒会議事法

第1章 会 議

第1条 この議事法は生徒会規約第31条により、本会の会議の進行について定める。

第2条 本会の会議とは、生徒総会、代議員会、執行委員会、各委員会の会議を指す。

第3条 学級会やその他生徒会の会議の進行も、これを基準として行う。

第4条 議長は出席を確認し、会議の成立を報告する。

第5条 会議は議長の開会宣言によって始まり、閉会宣言をもって終わる。

第6条 会議の経過は必ず記録に残す。

第2章 動 議

第7条 議事はあらかじめ設定し、議員に提示する。

第8条 予定以外の議案は、ふたり以上の賛成者をもって議題とすることができる。

第9条 議案提出者または総務・書記は、その提案理由を説明する。

第10条 一度否決された事項に関する議案は、現職議員の改選以前においては原則として発議することができない。

第3章 討 議

第11条 議員は、議題に関して何事によらず発言することができる。

第12条 発言時間は制限しない。ただし、議長が必要と認めるときは発言を終わらせることができる。

第13条 議長は提案理由に対して質問を受け、議題の内容を十分徹底させたのち討議に移る。

第14条 議長は討議するにあたり、最初に反対者に発言させ、次に賛成者と、なるべく交互に指名し発言させるものとする。

第15条 発言しようとするものは、挙手して議長を呼び、議長の許可を得て発言する。

第16条 ふたり以上挙手して発言を求めたときは、先の挙手者と認める者に最初発言させ、ふたり以上が同時に挙手したときは、議長の指名による。

第17条 討議は議題以外にわたることはできない。

第18条 討議中みだりに私語してはいけない。

第19条 議長は討議が混乱してきた場合、討議内容を整理し、議員に討議の経過と要点を報告し、すみやかな会議の進行を図る。

第20条 議長自ら討議に加わろうとするときは、前もってこれを知らせ、副議長、またはこれに代わる者を議長席につかせなければならない。

第21条 議長が討議に加わったときは、その表決が済むまで議長席に復帰してはならない。

第22条 議員は討議が混乱してきた場合、ふたり以上の賛成者をもって必要な補助動議を提出することができる。

第23条 議長は討議の締結を宣言する。宣言後はその議題について、何人も発言することができない。

第24条 議員は討議がまだ尽きなくても、ふたり以上の賛成者をもって討議終結の動議を提出することができる。この動議は出席議員の3分の2の賛成を必要とする。

第25条 討議が終わったときは、直ちに表決に移り、議長はこれを裁決する。

第4章 修 正

第26条 議員は議題に不十分な箇所があると認める場合、ふたり以上の賛成者をもって、修正動議を提出することができる。

第27条 同一の議題について、いくつかの修正案が提出された場合は、議長は討議の順序を決める。

第28条 修正案がすべて否決された場合は、原案について裁決をとる。

第29条 原案、修正案ともに過半数の賛成を得ないときは、会議において必

要と認めた場合、提案者、または他議員が次期の会議に新案を立てて会議に付することができる。

第5章 表 決

第30条 議長は表決に付する議題について、いくつかの案や修正案があったときは表決の順序を知らせ、確認する。

第31条 表決は、挙手で行うことを原則とするが、必要と認める場合は記名または無記名投票によって裁決してもよい。

第32条 表決の結果、賛否同数の場合は議長の一票をもって、これを決する。

第33条 表決でいくつかの案より、2、3を選択するような場合は、その裁決の方法をあらかじめ確認しなければならない。

第34条 一度裁決された事項について、同一会議においてそれをくつがえすことはできない。

第35条 閉会動議によって会議が終了した場合、未決の議題は、すべての次期の会議で継続討議されるものとする。

第6章 傍 聴

第36条 本会の会員はだれでも議長の許可を得て会議を傍聴することができる。

第37条 傍聴者の発言はいかなる場合も認めない。

第38条 傍聴者は、会議中みだりに議場に入ったりしてはいけない。常に静粛にして議長の命に従う。

第39条 傍聴者に会議の進行を妨げる言葉や動作があった場合、議長は退場を命ずることができる。

第7章 そ の 他

第40条 この議事法は昭和51年4月1日から実施する。

生徒会組織表

